

平成29年 3月16日 第14回議会改革推進特別委員会会議録

1 招集の日時 平成29年 3月 16日 (木) 午前10時

1 招集の場所 遠野市民センター第2会議室

1 協議事項

(1) 会期日程の変更と議員間討議について

(2) 遠野市議会政治倫理条例(仮称)及び議会基本条例の見直しについて

1 開会日時 平成29年 3月16日 (木) 午前10時1分

1 出席委員

委員長	荒川 栄悦 君	副委員長	浅沼 幸雄 君
委員	小林 立栄 君	委員	菊池 美也 君
委員	萩野 幸弘 君	委員	菊池 由紀夫 君
委員	佐々木 大三郎 君	委員	細川 幸男 君

1 欠席委員

なし

1 事務局職員出席者

事務局長 村上 猛 君 次長 佐藤 邦昭 君

午前10時1分開会

○副委員長 (開会)

○委員長 定例会も無事に終わり、またこの議会改革の取り組みを進めていきます。2時間しか時間が無いのでよろしく。

○次長 会期日程のまとまった案をもって、議会運営委員長と事務局長の行った総務部長等との協議を報告します。

○局長 昨日の午前、とびあ庁舎で瀧澤委員長と私と、市当局は総務部長、菊池総務課長、糠森行政文書係長と話し合った。6月は表のとおり。9月からの会期の見直しを申し入れたが、9月は新庁舎が完成して、議場システムを含めて試験があるので、出来れば早い時期の開会は難しい。9月定例会の8月30日の開会は、施設供用開始前なので、9月に入ってから開会していただきたい。12月から会期見直しの開始時期としてほしい。庁舎は予定通り完成しても9月の初めからしか使えない。通常より1週間ないしは2週間遅らせての開会を希望。12月と3月については、常任委員会の調査、議員全員協議会の論点整理が加わるというが、常任委員会調査の木曜日は市長の答弁調整と同じ日になってしまう。委員会を開くと対応する部課長の日程調整が難しい。曜日をずらしてほしい。3月の会期は今年より1週間遅いので、予算の執行の面からは1週間早めてほしい。庁舎の落成式、開庁式が確定しておらず、3月

27日の地域経営会議で決定。早急に日程を示して、最終的な会期は決定する。

○**委員長** 打ち合わせの結果は、12月からにしてほしい、というお願いのようだし、委員会の調査は木曜日から動かせば、水曜日の開会もないということになる。

○**次長** 木曜日の答弁調整は、金曜日に移せば問題ない。

○**副委員長** 議運でやるべき事項と、この委員会の役割を分けて考えよう。

○**委員長** 議会は、議運の提案を受けて全体でこの会期日程を了解したのだが、当局は当局の都合を言ってきたというのだから、この議会改革委員会で何をすればいいのか。変更案を考えればいいのか。

○**副委員長** 後は議運の役割だと思う。金曜日に答弁調整したら、というのは、議運と当局で話し合ってもらえば良い事。あくまでも改革委員会として、ここを入れてほしいということを確認するだけでいい。議運は会期日程の決定に権限があるから、議運で進めてもらった方が良い。常任委員会調査と論点整理の全協は入れてほしい。12月からの見直しにするのか、どうしても9月から見直してほしいのか。

○**局長** 瀧澤委員長は、12月スタートもやむを得ないかなという話。3月は今年並みの日程に直すことで検討したい。

○**委員長** 3月を例年並みの日程に直すということはどうなるのか。

○**次長** 定例会は3月の開催を規則で定めていて、2月に開会した定例会は先例集に全て記録されている。それが常態であれば2月定例会とした方が良い。

○**副委員長** そこは議運で検討してもらおう事。議会改革の意向は9月から、常任委員会調査と論点整理を加えることで、議運の委員長が9月はやむを得ないと言った事に対して、我々はどうかということだけだ。

○**委員長** 常任委員会調査が会期内の日程に入ることと、論点整理の必要性を提案して会期の日程変更が必要だったので、それが入れれば良い。あとは議運と当局で決めてくれれば良いこと。当局だけの都合を聞いては議会の主体性が無くなる。

○**副委員長** 12月からでいいから、開会翌日の常任委員会調査と、論点整理の全協だけは加えるべき。これから変化が生じる気がする。

○**委員長** 今回の定例会でも市民センター条例等の利用料見直しで、予想に反して紛糾して、これが常任委員会で調査がされれば論点として出されて、そうしていれば委員会で紛糾することが無くなるし、議会としての考え方を当局に申し入れればスムーズに進むことになる。

○**由紀夫委員** これは改革に向けた日程を決める、前に進むうえでの一番の要点で、金曜日に移すことがあっても、曲げられないことだ。全協で話し合っただけで議運に一任して、総意なのだから。9月の議会に間に合わないとはどういうことか。

○**局長** 設備の試験などに期間を要するため。

○**副委員長** 順調にいかないことも十分に考えられる。

○**由紀夫委員** しかし、9月議会から新しい議場が使えると言っているのですが、固執する訳ではないが。

○**委員長** 前の予定であれば、9月1日が定例会の開会日で、式典をやってから議会が開会し、そこに不具合があったからと言って、会期の延長とかはあり得ない。不具合があろうとなかろうと進められること。当局の現場サイドでのトラブルだけのこと。議会とすれば議案を審議する部分には不具合は無い。

- 副委員長 その交渉は議運に任せればいい。
- 委員長 2点が盛り込まれることを求める。
- 佐々木委員長 9月定例会にはこの2点は盛り込まれないのか。
- 局長 その見直しは12月定例会からとして、9月は今まで通り。委員長も同意。
- 次長 当局の意向は、9月8日なり15日開会の日程。
- 局長 10月は市長選や補選があるので、あまり遅くしても困る。なので、1週間ぐらい日程を後ろにずらす。
- 由紀夫委員 全協で決定し、議運に託したものが、このように軌道修正されるという事は、いつまでもこうでは困る。
- 副委員長 当局にも都合があるだろうから、やむを得ない。当局の言う事も、聞くところは聞かなければならない。
- 委員長 当局は12月からこの日程でやってほしいという事。3月は1週間早める。
- 萩野委員 議会改革を進める意味で、定例会の開会が例外であったのであれば、修正を検討するべきでは。その問題提起を議運にしましょう。
- 委員長 会期についてはよろしいでしょうか。
- 次長 これからの委員会審議で議員間討議を実施していくならば、まだ十分に全体に伝わってなくてやり方がこなれていないというご意見もあり、マニュアルを分かりやすくしていきたい。例規集に議員間討議の要綱を定めることを検討いただきたい。時間を定めることは、際限なく議論してもいけないので。別記様式は討議を希望する議員からその意思を議長なり委員長に示すべきということを示してある。議員間討議の意義を会津若松市の例でお示しする。全員一致でなく、反対者がいれば、その反対者はどの様に市民に説明するのか、賛成した人はどのように説明するのかを考えた時、何が問題で反対なのか、賛成する側はどう解釈して賛成するのかを、お互いに共通理解をしないと、私は反対したけれど可決されたというのは議員として説明責任を果たしていない。その為に議員間討議が必要。当局との質疑のみで終わってはいけないというのが議会改革の方向。その手順も示されている。最終的に妥協点なり共通認識に至る。議運が会津若松で研修し、理解されている議員もいるものの、4月6日の研修の際に例規集の差し替え、政務活動費の運用のマニュアルの周知もあり、議員間討議についてマニュアルをお示ししたい。ご意見をいただきたい。
- 委員長 実施要綱がこれで良いかどうか。
- 副委員長 第2条第3項、議題として、議員発議の意見書はどうなるのか。
- 次長 発議案になるので、議員の提出する議案、となる。
- 委員長 第2条第1項の公開が大事になってくる。議員間討議をしている姿で、どう話されて、議会としてどう結論を出したか過程を見せることが必要。
- 萩野委員 第1条の訓令は規則として統一するべき。(確認します)
- 佐々木委員 先の委員会では、審議の途中に口頭で行ったが、第3条による申入書を提出しなければならないのか。予習しておく必要がある。
- 次長 会議進行の上では、事前提出があつて、見通しがあつた方が良い。それにはよりがたい場合もある。
- 副委員長 第3条第1項では議長の発議又は議員の動議による開始と、第2項の議員による発議の整合性は。暫時休憩して、申入書を書かせるのか。ただ、具体の運用を確認した方が

良い。

- 佐々木委員 1項と2項はまとめられるかも。
- 副委員長 このままでは色々な解釈ができる。
- 委員長 この文言は確認して整理してみよう。この間の市民センター条例の審議では、文書という事もあったけれど、その時に動議として委員が委員会討議を求めれば、賛成の声があれば文書が後でも良いとか、暫時休憩の中でも出来る。
- 副委員長 この間の休憩中にやったやり取りが議員間討議だと思う。あれをすることによって、だいたい内容が固まったというか、その上で当局に報告した。正式な議員間討議ではなかったが、その場でまとまった意見を当局に伝え、当局からの答弁もあった。
- 委員長 そこで共通認識が図られ、争点も示すことができた。それについて当局にさらに検討することを求めた。議員間討議に近いものにはなったと思う。
- 萩野委員 その場で提出なのか、予めなのかは別にして、議員間討議を行う場合には申入書が必要だと解釈できる。
- 美也委員 この議会では、十分に論点整理がなされて、明確になっているのではないか。
- 副委員長 当局の出席を全く認めないわけでは無いのだな。
- 委員長 当局としても、その議論をするのであれば当局の考え方を分かってほしいという場面もあろう。
- 副委員長 公開の会議の場合、当局がいてはいけないというのはどうか。
- 次長 議論する案件の当該部課長のみ出席という事は考えられる。
- 委員長 発言はさせないけれども同席を認めるということか。
- 副委員長 先の定例会では、遠野テレビに映すかどうかでも議論になったが。
- 委員長 休憩を宣言する中での議論だったので、中継されなかった。
- 副委員長 正式に議員間討議となれば、テレビ中継はされるのだな。
- 委員長 その場で退席せずに聞いてもらってもいいのでは。
- 萩野委員 話しづらいのか。
- 佐々木委員 公開はテレビへの公開というイメージだが、そこに当局には居てほしくない。話しづらい。
- 委員長 いずれ当局は退席してもらった方が、スムーズな議論ができるということだな。
- 萩野委員 議員間討議に集中するという意味で。
- 由紀夫委員 第3条第4項に必要最小限の出席とあるから、担当する答弁者なりがいればいいのでは。
- 委員長 議長なり委員長の判断で、原則は退席してもらおう。
- 副委員長 おそらく、議員間討議をしていて、この点はどうなのだとか聞きたいことが出てきた場合、担当がいてくれた方が良くと思う。
- 委員長 そうした場合は、そこにいてもらえば、質問できるわけだから。
- 萩野委員 第5条第2項で、3回を超えた質問を議長等が許可する基準はどこなのか。聞いてみないと分からない。3回と決めても議長が許可することが出来れば意味がない。
- 委員長 30分の中でやる場合、30分では結論が出ない状況で、議長等が特に認めて発言を許すのはあり得ると思う。ただし、連続して3回の発言をして、後から、どうしてもここはというパターンでないと、連続して4回、5回ではうまくない。

- 萩野委員 だから、3回を超えることはできない。3回のみでいい。じゃないと水掛け論になっていく。
- 委員長 他の人にも発言をさせなければならないし、一人で喋っていったなら、これはこれでうまくない。
- 美也委員 市民センター条例の件は何分ぐらい要したのか。
- 次長 15分まではかかっていない。
- 美也委員 であれば、30分で十分か。
- 萩野委員 この回数は誰が数えるのか。
- 次長 議長又は委員長、事務局も数えている。
- 副委員長 1項で30分以内として、但し書きがあるからいいとなった場合、2項では回数よりも、議長等はより多くの議員から意見を聴取する事を加えれば、いろいろ意見はあるだろうがこういう趣旨なので他の人の発言を、とした方が、柔軟性があるのではないか。数字で決めてしまうと、さっきは3回なのに自分は少ないとなる。では何を基準にして議長等は進めるのか。
- 次長 第5条第2項は、「議長等はより多くの議員の多様な意見をくみ取るように努めるものとする」などとしてはどうか。
- 副委員長 議長や委員長の采配で進められるというようにしておいた方が良い。
- 局長 意見の言い合いになると、30分の時間を軽く超えてしまうのではないか。
- 委員長 そこは意見のまとめ方だと思ふし、質疑して論点が見えてくれば、自ずと落としどころも見えてくると思う。事前に文書で設定されたものと、流れの中で入る議員間討議では違ってくると思う。そこでどれだけ議論を活性化できるかだから、おおよそ妥協点とか共通認識をお互いに探ることになると思う。全議員が発言できるようにして、30分を超えることもやむを得ない。
- 由紀夫委員 常任委員会調査をすれば、討議すべき点も見えてくるのではないか。反対すること、賛成することの理由を、傍聴者がいてテレビが写している中で伝えることも目的。
- 局長 他市の事務局の話では、議員間討議をしても、お互いの言いたいことを言ってなかなかまとまらないと聞く。
- 委員長 そこは議論する中で、これを通すための討議は意味がなくて、議案に反対の意見があればなぜ反対かを明らかにして、議案をどう修正するかに導いていかなければならない。
- 副委員長 会津若松の解説では、反対したけど可決したという説明ではだめで、こういう理由で反対したが、こういう理由で賛成する人がいて結果可決したというのも、お互いに意見を出していればこそできることで、賛成反対だけではそれが出来ない。
- 美也委員 第2条にあるように、議員間討議は答えを出す場面じゃなくて、議会としての説明責任を果たすために、色々な意見を理解し合う場である。
- 萩野委員 第5条はこのままでいいと思います。
- 副委員長 3回という制限があれば、発言者も考えながら話すだろう。
- 萩野委員 第2項の「特に」を取ればいいんじゃないでしょうか。
- 委員長 ということで、実施要綱は文言整理、第3条の内容確認をして、解説も例規集に加えて、全体で共通理解しましょう。
- 美也委員 別記様式の申入書で、3の申し入れる委員会に書かれる内容は。

○次長 記載のない場合があるし、常任委員会の委員長名となることが想定される。

(休憩)

○副委員長 議員間討議に関する事で、6月定例会では正式でなくても各常任委員会の勉強会をして、一つ二つの論点と思われるところを持ち寄って、全協で論点整理をする練習をしてはどうか。また、会津若松の資料を用いで確認する。(この先に)定例会開会後の常任委員会となると、(論点整理を)もたもたしてはいられない。

○委員長 12月に向けて準備していくという意味では、必要な事だと思う。各常任委員会の取り組みをどう呼びかけるか。

○次長 5月30日の全員協議会で要請し、開会前の常任委員会、論点整理と討議題の抽出を。

○委員長 これまでは勉強会と言ってきたが、12月からは委員会調査になるので、その思いで願います。同様に9月もできるかと思う。

(2)の項目を。

○次長 (倫理条例の案の説明)

○副委員長 この内容は、市の法規担当に内容を確認してもらうべき。ただ、これまで詳細なものを必要とするのか。

○次長 であれば、第5条の政治倫理基準までを掲げた、理念条例として設ける方法がある。

○副委員長 法的な強制力は、兼職禁止などで定められているし、抵触しないのは当然。

○委員長 審査会は設けるのか。

○副委員長 それも必要ない。

○委員長 そのことで良いと思う。

○副委員長 この条例の検討の発端は、基本条例の第18条を具現化するため。

○由紀夫委員 第5条までの内容にしよう。

○美也委員 第2条は必要なのか。

○委員長 理念条例であるのであれば、第2条も必要なくなる。

○美也委員 であれば、既に議会基本条例があり、この条例の位置づけはどうなるのか。

○副委員長 議会基本条例の制定の過程でも、同様に倫理条例までは必要ないとした。

○委員長 それを、この間の件もあり、検討することとした。何もないよりも、我々も検討し、(政治倫理の理念を示すものを)持ちましたよ、で良いと思う。あとは法律に担保されている部分だから、これは理念条例となる。

○美也委員 市民の役割が入っている部分は違いがあるのではと思う。

○副委員長 これを検討する発端は小林委員であったと思うが、基本条例18条とのつながりで。

○小林委員 具体的にはどうなのかという事。公正性の部分が特に、何をもって公正かが始まり。その根っこを。むしろ基本条例の第3条とかで、公正性とは具体的に何かと問われた場合、明確になっていないという問題意識。

○副委員長 この内容は、逐条解説に盛り込むことではどうなのか。

○次長 逐条解説の中で、具体的には政治倫理条例を設けているという流れになる。

○副委員長 それで、その公平とか公正を、この条例に振って、内容は理念条例なのだ。

○委員長 公正と言え、政治倫理基準の6号の公正な職務を妨げてはならないとか、この辺をふまえて、佐々木委員の言う利益誘導的な発言をしてはならないということにもなる。

○副委員長 第5条までの部分を基にして、文言修正をした原案を検討しよう。

- 委員長** 第2条除きの第5条までの理念条例という捉え方で示す分には、およそ皆に納得されると思う。6条以下の内容には法律上の縛りもあるので。
- 佐々木委員** 第2条の企業の定義は、市との関わりによって分かれるので、除かれる企業もある。
- 局長** 一定の目的とは、会社の目的ではないか。
- 委員長** 一定の目的は、企業としての目的を指すのであれば、利益を追求する目的。無くても支障は無い。
- 副委員長** 第5条の1項第3号の議長が別に定める法人、はどうなる。これを除けばいいのか。(そのとおり)
- 局長** これは条例ではなく規程として設けてはどうか。
- 由紀夫委員** 規程でいいのではないか。
- 副委員長** 公示して市民に知らせるまででなく、内部の事で、条例にするまでもない。
- 美也委員** 第4条も必要なくなるのか。
- 委員長** 議会としてはこのように倫理規定を定め、広報通じて発表し、市民にも知らせるべき。だから市民の役割(第4条)は必要になる。
- 美也委員** (市民からの)働きかけがあった場合、倫理規程にあるので受けられないと言える。あった方が良くと思う。
- 局長** 市民に制約を設ける事であれば条例にしなければならない。
- 委員長** 議会はこういう考えを持っているという事を知ってもらって、分かってもらえばいい。議会も市民も、こうしていくべき、ということを示している。
では、倫理規定ということで内容の整理をしてください。最後の資料。
- 次長** (条例等において見直すべき事項を説明)
- 小林委員** 年1回の検証をするるとともに公表も加えるべき。その役割を議会運営委員会として良いのか。
- 委員長** 議運の取り組みとして無理があるならば、特別委員会でも良いとの話もある。
- 小林委員** 定例会の日程変更で、定例会規則に定める月を恒常的に超えての開会となるので、見直す必要がある。
- 委員長** 会期は早い方が良いようにも思うが、これからは通年議会を検討して導入することが想定される。段階的に行くのであれば、矛盾点は修正しなければならない。
車いすの部分は出たけれど、ろうあ者に対しては手話通訳者が必要であって、そういう認識を入れておかないと。申し込みを受けて対応する必要がある。
- 副委員長** それらは議会の責任になるのか。
- 美也委員** 遠野テレビでは、画面にワイプで写し込むことはできると話していた。また、テロップに変換して流すこともできるという。
- 委員長** 議場内で手話通訳の必要な場面が年に1回あるかどうかのただのだけれど。ただ、そのような対応ができるとなれば、傍聴に来る人はいると思う。
- 美也委員** 実際に手話の通訳が必要な方が訪れていた。
- 由紀夫委員** 請願をする人が、組織内の通訳のできる人と一緒に訪れた。
- 委員長** この事項は今日の結論ではなく検討課題にしましょう。
- 由紀夫委員** 政治倫理規程の(市民の役割)の第2項、「主権者として」から「自覚を持ち」

を除いてもいいのではないか。簡略化していいのでは。市民に、議員に対してやってはならないことを示しても置きたい。

○委員長 市民にも高い意識をもって議会を見てもらうことは必要であって、これがあったことで市民が困るということではないと思うが。市民に求められる姿勢。

○由紀夫委員 議員側の不祥事もあり、おこがましいのでは。

○委員長 行政運営にあたっては、市民にも自助の部分で自覚をもって参画してほしい。さしあたって残しておきましょう。

○美也委員 その他の事として、議会だよりの臨時号に、市民から多くの反応が来ました。それぞれのコメントを、議員間で共有した方が良いと思うが。

○小林委員 広報の紙面上は、全てが掲載できないので、全部を共有したい。

○委員長 全議員に提示して良いと思う。次回の日程としては、4月6日の研修の日はどうなのか。終了後の30分程度。

○次長 本日の検討結果の文言整理をしたものの確認として、資料等を準備します。

○副委員長 30分程度で収まるものをしましょう。

○委員長 研修が伸びるかもしれないが、参加をお願いします。

○副委員長 (閉会)

閉会12時15分